

凡　例

- (1) 本報告書で用いた年次は、特記しない限り暦年（1～12月）である。
- (2) 「国」という表現には「地域」を含む場合がある。
- (3) 本報告書では、特記しない限り原則として、各国・地域を以下のように分類している。

・**先進国**：O E C D 加盟国。ただし、一人当たり G D P （2010年。市場レートベース。）が1万米ドル以下の国（チリ、トルコ、メキシコ）を除く。

（31か国：アイスランド、アイルランド、アメリカ、イスラエル、イタリア、英國、エストニア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルグ）

・**途上国**：先進国以外の国。

なお、途上国の中でも、特にG 20に参加する中国やインド等を中心に、高い経済成長を遂げている国々を「**新興国**」と呼ぶ。

- (4) 通貨価値の増（減）価率は、I M F 方式（1ドル当たりの自国通貨表示を（比較年時－基準年時）/比較年時で計算したもの）によっている。

※本報告は原則として平成25年11月15日までに入手したデータに基づいている。